

[別紙1] 個人番号を記入し申請する場合の補足事項

下表は想定される主なケースを抜粋して説明しております。下表に該当しないケースやご不明な点がございましたら介護保険課までご相談下さい。(下表は(1)、(2)の2つあります。郵送による申請の場合は下表の提示書類の写しを同封して下さい。写しにつきましては番号の確認後にシュレッダーで破砕処理をした上で確実に廃棄処分します。

また(2)に関連して、本人の心身の機能、判断能力の著しい低下等により代理権の授与が困難な場合は、申請時に個人番号の記載をしなくてもよいこととされていますのでご注意ください。その場合は個人番号(マイナンバー)の提供をしないで申請することとなりますので下表の適用対象とはなりません。

(1) ご利用者本人が申請を行う場合

	個人番号(マイナンバー)の提示	身元(実存)証明の提示
対面・郵送	① 個人番号カード ② 通知カード ③ 個人番号が記載された住民票の写し 住民票記載事項証明書 ④ <u>①～③までが困難であると認められる場合は市職員による住民基本台帳の確認等でも対応可能とされています。</u>	① 個人番号カード ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ③ 別紙2(A)を参照して下さい。 ④ ①～③までが困難である場合は以下の書類を2つ以上 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 別紙2(B)を参照して下さい。

(2) ご利用者に委任を受けた代理人が本人にかわって申請をする場合

	委任を受けた証明の提示	代理人の身元（実存）証明の提示	本人の個人番号（マイナンバー）の提示
対面・郵送	<p>① 法定代理人 （成年後見人等）</p> <p>戸籍謄本その他その資格を証明する書類</p> <p>② 任意代理人 （家族・事業者等）</p> <p>委任状</p> <p>③ ①・②が困難であると認められる場合</p> <p>別紙2（C）を参照して下さい。</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障がい者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>② 代理人の写真の表示のある身分証明等、健康保険証その他の代理人しか持ち得ない書類</p> <p>③ 法人の場合は、登記事項証明書その他官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって<u>宇佐市が適当と認める書類</u></p> <p><u>宇佐市が適当と認める書類</u>とは</p> <p>登記事項証明書、印鑑登録証明書、その他の官公署から発行もしくは発給された書類（提示時に有効なもの又は発行もしくは発給された日から6か月以内のものに限る。）又は地方税、国税、社会保険料もしくは公共料金の領収書、納税証明書等及び身分証明書等の現に個人番号の提供を行う者と法人との関係を証する書類</p>	<p>① 本人の個人番号カード又はその写し</p> <p>② 本人の通知カード又はその写し</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し</p> <p>④ <u>①～③までが困難であると認められる場合は市職員による住民基本台帳の確認等でも対応可能とされています。</u></p>

## [別紙2]

(A) 別紙1の表(1)中「身元(実存)確認」欄③に関する事項

- 本人の写真表示のある身分証明書等(学生証又は法人もしくは官公署が発行した身分証明もしくは資格証明書(発行元の名称及び印影を含むもの)をいう。以下同じ。)

(B) 別紙1の表(1)中「身元(実存)確認」欄④イに関する事項

- 個人番号利用事務実施者が本人に対して発行した証明書等  
国民健康保険限度額適用認定証、高齢受給者証、障がい者医療証、自立支援医療に係る受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定医療費(難病指定)受給者証、年金証書、年金振込通知書、市区町村が発行した納税通知書又は税額決定通知書、生活保護受給証明書等
- 保健医療機関等が本人に対して発行した医療費明細書兼領収書、養育医療意見書、主治医意見書、写真表示のない身分証明等その他これらに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの

(C) 別紙1の表(2)中「代理権の確認」欄③に関する事項

- 個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、健康保険証その他の本人しか持ちえない書類